

## 洞爺湖有珠山ジオパーク・パートナー登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平成21年8月22日に世界ジオパークネットワークに登録された洞爺湖有珠山ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）のジオサイト（火山、歴史的資産、自然環境等）において、広範で質の高い活動を行っている個人、団体が集結し、ジオパークの理念「保全・研究」「教育」「ツーリズム」のもとで、より積極的な解説、案内活動等を推進し、地域振興と持続可能な地域社会の形成を目指すため必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 洞爺湖有珠山ジオパーク・パートナー（以下、ジオパーク・パートナーという。）とは、「有償、無償問わず、ジオパーク内で解説、案内活動等を行う者で、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）会長が登録した者」を言う。

### (登録の申込)

第3条 ジオパーク内で解説、ガイド活動を行う団体（以下「団体」という。）の代表者が、構成員の登録を推薦するときは、当該構成員の同意を得た上で、登録申込書（様式1）に必要事項を記入し、協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。

2 団体に所属し、登録を希望する個人は、登録申込書（様式2）に必要事項を記入し、団体の代表者の推薦書（様式3）を添付し会長に提出する。

3 団体に所属せず、登録を希望する個人は、登録申込書（様式2）に必要事項を記入し、活動経歴書（様式4）を添付し会長に提出する。

### (登録の審査等)

第4条 会長は、登録の申込を受けた場合、別表に示すジオパーク・パートナーの登録基準（以下「登録基準」という。）により審査し、審査結果通知書（様式5）にて結果を申込者に通知する。

### (登録証等の交付等)

第5条 会長は、前条の登録を行ったときは、協議会が管理する「ジオパーク・パートナー名簿」に記載し、登録証（様式6）及び標章を交付する。

2 ジオパーク・パートナーは、標章を案内活動時に携行するものとする。

### (研修会等への参加)

第6条 ジオパーク・パートナーは、協議会等が開催するジオパークの案内に必要とされる基礎知識、危機管理等の研修会、学習会に積極的に参加するものとする。

### (個人情報の取扱)

第7条 ジオパーク・パートナーは、活動により知り得た他人の個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

2 協議会は、ジオパーク・パートナーの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、法令に基づき適正に管理し、本制度の運用以外の目的以外に使用しないものとする。

(登録の変更、廃止)

第8条 ジオパーク・パートナーは、登録された情報に変更があったときは、遅滞なく様式1に必要事項を記入し、会長に届け出るものとする。

2 ジオパーク・パートナーは、当該登録に係る活動を止めたときは、遅滞なく登録廃止届(様式7)に必要事項を記入し、会長に届け出るとともに、登録証及び標章を返納するものとする。

3 登録内容の訂正、登録の廃止を行った場合、会長は速やかに「登録者名簿」の変更をするものとする。

(登録の抹消)

第9条 会長は、ジオパーク・パートナーの活動等について次の各号に該当する場合は、その登録を抹消することができる。

(1) 登録基準に適さない活動が常態化していると認められるとき。

(2) 重大な過失等により事故が生じたとき。

(3) 利用者からの苦情に適切な対処、改善がなされないとき。

(4) その他、前各号と同等の事案が生じたとき。

2 会長は、前項により登録を抹消したときは、当該ジオパーク・パートナーにその旨を通知する。

3 前項の通知を受けた当該ジオパーク・パートナーは、遅滞なく会長に登録証及び標章を返納するものとする。

(委任)

第10条 その他、必要な事項が生じた場合は、会長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月24日から施行する。

別表

## ジオパーク・パートナーの登録基準

次の項目を理解し、推進しようとする意識のある者

- 1 洞爺湖有珠山ジオパーク内で、継続的に解説、案内等の活動を行う者
- 2 世界ジオパークの理念、目的を理解し、その取組に賛同する者
- 3 利用者の安全管理に留意し、解説、案内等の活動を行う者
- 4 「ジオパーク・パートナーの共通ルール」に従って、解説、案内等活動、自己啓発を行う者
- 5 以下の要件にあてはまらない者
  - (1) 法令等に違反する団体に係るとみなされる者
  - (2) 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会または第三者の利益を侵害するとみなされる者
  - (3) 専ら宗教団体、政治活動団体等の勧誘または宣伝目的で解説、案内等の活動を行うとみなされる者

## ジオパーク・パートナーの共通ルール

私たちは、「変動する大地との共生」をテーマとする洞爺湖有珠山ジオパークにおいて、火山、歴史的資産、自然環境等の特性を理解し、私たちの暮らしとの結びつきと価値を語り伝える者として、次の共通ルールに基づき活動します。

- 1 利用者の安全を最優先に考え行動し、フィールドでの注意点を十分に伝えます。
- 2 自然公園法、文化財保護法、道路交通法等の関連法令を遵守します。
- 3 生態系、地質資源の保全に努めます。
- 4 危機管理の知識を身につけるとともに、事故の発生に備えた対応策をとります。
- 5 その他、ジオパーク・パートナーの活動に必要な知識を得るため研修会、学習会に参加します。